

11月は

「オレンジリボン・児童虐待防止推進 キャンペーン」月間です



「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない（児童の虐待禁止）」と規定されています。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所などの関係機関に通告することが義務づけられています。このことから、次のようなことに気づいたら虐待行為の疑いがありますので、通告することが必要となります。

- 近所から叩く音や叫び声が聞こえる
- 衣服や体がいつも極端に汚れている子どもがいる
- 車内に子どもが放置されている など
- 不自然な傷が多い子どもがいる
- 小さな子どもを置いて頻繁に外出している

通告者のプライバシーは法律で保護されています。その報告により大切な命が守られることがありますので、見つけたときは勇気を出して児童相談所、役場、民生児童委員に早めにご連絡ください。

【報告先】

- 児童相談所全国共通ダイヤル（☎189）
- 函館児童相談所（☎0138-54-4152）
- 長万部町役場保健福祉課（☎2-2454）
- 民生児童委員（それぞれの地区担当は、役場保健福祉課にご確認ください）

除排雪サービスについてご相談ください

町では、下記の方を対象に軽度生活援助事業（除排雪サービス）を実施します。
除排雪に困っている方はご相談ください。

【対象者】

一戸建てに居住し、町内に除排雪を援助できる身内（子または子どもの配偶者）が居住していない世帯で、次のいずれかに該当し、自力で除排雪が困難と認められる方が対象になります。ただし、自営業で事業活動を行っている世帯を除きます。

- ・70歳以上の方だけで構成されている世帯
- ・身体障害者手帳1・2級の障害がある方だけで構成されている世帯
- ・70歳以上の方と身体障害者手帳1・2級の障害がある方で構成されている世帯

【サービスの内容】

○除雪

- ・おおむね10cm以上の降雪時に行います。
- ・作業範囲は、玄関先から取り付け道路まで幅約2m以内。
※作業時間帯を指定することはできません。

○排雪

- ・排雪サービスは、生活道路の確保のために除雪が困難になった場合に行います。
- ・排雪作業に係る移動時間も作業時間に含みます。

○利用者負担

- ・料金算定については、その月の作業時間の合計となります。（1時間未満は1時間とします。）
- ・1時間あたり 課税世帯 100円
非課税世帯 50円
生活保護世帯 免除
（年度末に一括して徴収します）



【お問い合わせ先】 保健福祉課介護支援係（☎2-2454）

（有料広告）



司法書士法人 やまびこ事務所 長万部事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください



01377-6-7444

司法書士・行政書士 青沼千鶴

長万部町字長万部15番地61